

2026年6月18日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会
総則・評価特別部会
教育課程企画特別部会
主査 貞弘齋子殿

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン
共同代表 甲斐田万智子、喜多明人、野村武司

次期学習指導要領改訂に向けた要望書 ～子どもを主語にした学びへ

広げよう!子どもの権利条約キャンペーンは、日本社会において、「子どもの権利」の概念が浸透し、国、自治体、家庭などのあらゆるレベルにおいて、子どもの最善の利益が確保されることができるよう社会状況をつくることを目的として、ネットワーク構築、政策提言、啓発等の活動に取り組んでいます。現在、賛同団体・企業・個人は約 250 に上り、12 の実行委員会団体で活動を推進しております。(末尾に構成団体)。

本キャンペーンは、子どもの権利条約の存在と意義を広め、子どもの権利が大切にされる社会の実現をめざしていきたいと考えて活動していますが、特に学校など教育の場で子どもたちが身体的・精神的・社会的幸福(ウェルビーイング)を感じながら過ごすことを願っております。

不登校や子どもの自死、自己肯定感・自己効力感の低さなどの問題を解決し、教員の過度な負担を緩和して持続可能な教育環境を整備することが喫緊の課題となっているなか、こども基本法に定められた子どもの権利条約の精神に根ざした教育が推進されるために、この要望書を提出します。

答申に以下のことを盛り込むようお願い申し上げます。

要望1. 教育の基盤としての子どもの権利を位置づける

教育課程の編成及び実施にあたっては、子どもを権利保有者、および、権利の主体として尊重し、こども基本法に定められた、子どもの最善の利益、意見表明・参加を保障すること、および、差別の禁止を基本とする。

【根拠】

こども基本法の理念として定められた子どもの権利条約の四原則が学校教育にも及ぶことは衆議院内閣委員会の答弁において明言されています(令和4年5月13日)。

今回の論点整理で『①「主体的・対話的で深い学び」の実装(Excellence) ②多様性の包摂(Equity) ③実現可能性の確保(Feasibility)』の実現という3つの方向性が示されたことは重要です。

方向性の1点目の「主体的・対話的で深い学び」が示されたことは、子どもの権利条約の精神である子どもが権利の主体とする捉え方であり、児童生徒の学びを大きく改善する非常に重要な方向性と考えます。子どもの主体的学びを実現するためには、こども大綱にも記載されたように子どもを「権利の主体」として位置づけることが不可欠であり、特に教員が子どもの意見表明権(第12条)を保障するようにすることで、「対話や合意形成」が実現します。そして、そのためには、子どもの権利教育、人権教育が必修とされるべきです。

これは、日本政府が共同提案国となっている「人権教育のための世界計画」の行動計画にも書かれていますが(注1)、第4期「教育振興基本計画」(令和5年度～9年度)においても、「児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進」すること(目標2)が盛り込まれています。(注2)

そして、2点目の方向性「多様性の包摂」は、こども基本法の目的、および、子どもの権利条約で定められた

差別の禁止（第2条）および合理的配慮の観点を基盤としてこそ、達成されるものです。

また、28条の教育への権利は、教育を受ける権利のみならず、子どもの教育参加権、教師の選定、教育内容の決定関与権などを保障するものです。そして、28条は、「子どもの学ぶ権利の行使」として、オルタナティブ教育を保障すべき根拠となっています。さらに、第29条で定められた教育の目的は、子どもの人格および能力の最大限の発達であることから、子どもの最善の利益を最優先に考慮すること（こども基本法第3条と条約第3条）が、教育課程全体の前提となるべきです。

要望2. 子どもの主体性・エージェンシーを確立するために子どもの権利の視点を

論点整理において、子どもの「人生を舵取りする力」と「民主的社会の創り手」育成の方向性が示されたことは重要です。そして、①初発の思考や行動を起こす力・好奇心、②学びの主体的な調整、③他者との対話や協働、④学びを方向づける人間性を育むことは、子どもの主体性やエージェンシーを確立することにつながります。

総則に次の内容を含めてください。

教育課程の編成及び実施に当たっては、「子どもの主体性・エージェンシー」を確立するために、子どもが意見表明や社会参画の機会を保障され、適切に選択の権利を行使しながら、意思決定に参画する力（エンパワメント）を育成することを基本とする。

【根拠】

論点整理では、自律的に学ぶ自信がある子どもや自分の考えを持つ子どもや夢を持つ子どもが少ないこと、社会参画の意識が依然として他国と比べて弱く、自己有用感が低いことが課題として挙げられており、子どものエージェンシー（自ら行動する主体性）、「学びに向かう力、人間性等」を、好奇心や主体的な調整、対話・協働、人間性といった要素から整理することは、課題解決に繋がると考えられます。

こども基本法（第3条）とこども大綱で記されたとおり、これらの課題は、子どもが権利の主体として尊重され、その意見表明（条約第12条）や集会結社の自由（条約第15条）が保障される環境の中で、子どもの自己肯定感が高まることで解決されるものです。例えば、好奇心や初発の思考は、自由な表現の保障によって生まれ、学びの自己調整は意思決定への参加によって育まれます。また、対話や協働は差別なく尊重される関係性の中で成立し（こども基本法第3条）、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力は、他者の権利を尊重する経験の中で形成されます。

子どもが自らの権利を理解し、主体的に意思決定に関与する実践を通じて、「自らの人生を舵取りする力」が生まれ、社会参加の機会が保障されることで、他者との対話や合意形成の経験をへて、「民主的で持続可能な社会の創り手」が育成されます。

実践を通じて子どもの権利を学ぶことの重要性は、国連・子どもの権利委員会でも指摘されており（注3）、ユネスコ教育勧告の第21条「一人ひとりが自らの権利を行使し、他者の権利を尊重し、教育機関、コミュニティ、公共の場の文化的・社会的な生活に民主的に参画することを可能にすべきである。」にも記載されています。

また、国連「人権教育のための世界計画」の行動計画でも次のように強調されています。「人権教育（中略）は、子ども・若者が行動を起こし、自己および他者の人権を擁護し、かつ公共の問題および民主的な意思決定プロセスに参加できるよう、子ども・若者をエンパワーするものである。」（注4）

岸田文雄元首相は、2024年9月の国連未来サミットにおける演説で、「女性や子ども・ユースのエンパワメントは、最重要の課題」と強調しました。こうした経緯も踏まえ、学習指導要領で人権教育における子どものエンパワメントの視点を反映させることが重要です。

要望3. 児童生徒の多様性を包摂するために差別されない権利を

論点整理に多様な児童生徒の包摂が盛り込まれたことは大変重要です。そのためには、こども基本法の基本理念第三条第1項に定められている差別されない権利(第2条)に基づいて教育を実践することと、差別についての教育をすることが必要です。

総則に次の内容を含めてください。

多様な児童生徒の包摂のために、差別されない権利や差別についての教育を総則に含めてください。学習指導要領に障害者権利条約の趣旨およびその基本理念について言及してください。そして、社会モデルの定義と内容について含めてください。また、海外ルーツの子どもは親の滞在資格にかかわらず、それぞれの人種、民族、文化、宗教的背景等を尊重される権利を有し、平等に扱われる権利があること、学校環境においてマイノリティの子どもたちが心理的安全性を確保することも含めてください。

【根拠】

2023年ユネスコ教育勧告にも次のように明記されています。「教育において、また教育を通じて、差別せず差別されないこと、インクルーシブであること、公正であることを確保し、同時に、権利を持つ者(ライツ・ホルダー)として学習者である子どもをエンパワーする」(注5)

また、ユネスコ教育勧告の第41条(a)においては、「教育環境では、あらゆる偏見に立ちむかい、反差別および反人種差別主義の実践を積極的にとりいれ、また、文化の多様性を促進し、これを重視するべきである。」においても強調されています。さらに、先住民族、障害、難民、移民、避難民など、多様な背景を持つ子どもたちが安心して発言できるように、学校環境において心理的安全性を確保することも必要です(注6)

その際、特に障害者権利条約の趣旨および基本理念(インクルージョン、多様性の尊重、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティなど)を踏まえることが重要であり、社会モデルについて、その定義とともに内容を学べる必要があります。

要望4. 指導計画を子どもの声を活かした学習計画に

論点整理において「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学び」が打ち出され、「教師が子供たち一人一人に応じて指導方法・指導体制を工夫していくという視点のみに留まらず、学習者主語の視点※も含めた2つの視点をバランスよく踏まえること」が記されたことは大変重要です。

論点整理が示す「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学び」のためには、子どもの権利が各教科の具体的な授業の中で実装されてはじめて実現されるものであり、特に学習計画に児童生徒が参加することが必要です。

全教科に次の内容を含めてください。

指導計画の作成、及び、内容の取扱いにあたっては、子どもを権利の主体として尊重し、その意見表明、及び、参加を保障した上で「学習計画」が作成されるようにすること。

(※) 子供自らが自己の学習を主体的に調整することを促す資質・能力の育成に資するとともに、一人一人の多様性に応じていくという視点

【根拠】

「主体的・対話的な学び」は、教師が指導するだけでなく、子どもとともに学習計画を策定したり、児童生徒とともに振り返りを行ったりすることによって成立します。そのためには、学習計画においても、こども基本法第3条で示された、子どもの意見表明(条約第12条)と参加(条約第15条)が保障されることが必要です。さら

に、教育は「子どもの最善の利益」を最優先に考慮して行われるべきであり(条約第 3 条)、人格および能力の最大限の発達を目的とするものであること(第 29 条)を教員は日々確認し、これらの基本的な考え方が、各教科の学習内容、指導方法、評価の在り方など、日々の授業実践の中で具体化される必要があります。

教育内容の策定や見直し等における子どもの参加の保障については、国連・子どもの権利委員会から日本政府に出された「日本の第 4 回・第 5 回統合定期報告書に関する総括所見」(2019 年)に提起されています。(注7)

また、「人権教育のための世界計画」第 5 段階の行動計画においても、教育内容・環境等の設計における子ども・若者の参画(パラ 23)の必要性が盛り込まれています。

注1 国連「人権教育のための世界計画」第 5 段階の行動計画においても、「国のカリキュラムおよび教育基準において、人権に関わる知識、スキルおよび態度を、リテラシー(読解能力)、ニューメラシー(数的思考)およびデジタルスキルを補完する基礎的コンピテンシー(資質・能力)として認知する」必要性が掲げられている(パラ 20(ii))。

注2 第二次「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、「(…)全ての人が権利の享有主体であることを認識しつつ行動することができるような取組を行う必要がある。このような視点は、特に、子どもを対象とした人権教育・啓発に共通して重要なものであり、(…)子どもの発達段階に応じて、自らが権利の主体であること、「人権とは何か」、「自己や他者の人権を守るとはどういうことか」ということを分かりやすく伝えていくことが求められる」と明記されている。

注3 学校・地域・社会のなかでの実践を通じて子どもの権利を学ぶことの重要性は、国連・子どもの権利委員会「一般的意見第 1 号:教育の目的(パラ 15, 19)のほか、同「一般的意見 12 号:意見を聴かれる子どもの権利」(2009 年)(パラ 105, 108)でも指摘されている。

注4 国連「人権教育のための世界計画」第 5 段階の行動計画(パラ 8)「人権教育は、平和、公正かつ持続可能な世界に向けた子ども・若者のエンパワーメント、発達および関与にとっての鍵である」

注5 2023 年ユネスコ教育勧告の主導原則(c)

注6 2023 年ユネスコ教育勧告第 41 条の(b)「すべての子どもが、教えと学びのプログラム、教育行政・政策立案、意思決定活動に、完全に、平等に、公正で、有意義な参画ができるよう支援すること。これには、安全な空間の共同創造において、学習者が意見を述べ、その関与を促す民主的な学習環境を促進することが含まれ、ジェンダーによって、あるいは先住民族、障害、難民、移民、避難民であることによって、あるいは不利な立場にある集団として従来から排除されてきた人々に特に焦点をあてるものとする。」

注7 総括所見(2019)(パラ 22 子どもの意見の尊重)のほか、国連・子どもの権利委員会「一般的意見 12 号:意見を聴かれる子どもの権利」(2009 年)(パラ 110, 111, 134)においても提起されている。

なお、次期学習指導要領の論点整理(令和7年9月25日)の参考資料2(令和7年11月10日)に基づいて要望書をまとめております。

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン実行委員会構成団体(12 団体)

- IPA(子どもの遊ぶ権利のための国際協会)日本支部
- 認定 NPO 法人 ACE
- 一般社団法人 Everybeing
- 認定 NPO 法人 CAP センター・JAPAN
- 認定 NPO 法人国際子ども権利センター(C-Rights)
- NPO 法人子どもの権利条約総合研究所
- 子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)
- 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)
- 一般社団法人 TOKYO PLAY
- 認定 NPO 法人 PIECES
- 認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン(FTCJ)
- 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)

以上